

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年9月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
------------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件
---------------------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600045号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600012号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年5月31日から令和5年6月1日に訂正し、訂正後の標準報酬月額については、令和4年5月及び同年6月を41万円、同年7月を20万円、同年8月から令和5年4月までを32万円、同年5月を8万8,000円とすることが必要である。

令和4年5月から令和5年5月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年5月から令和5年5月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和4年12月1日から令和5年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和4年12月から令和5年5月までの標準報酬月額を41万円とする。

令和4年12月から令和5年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年5月31日から令和5年6月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、令和4年5月31日に被保険者資格を喪失したになっているが、同日以降も同社に勤務しており、退職するまで厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 日本年金機構が保管する請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、当初、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、令和4年5月31日として遡って届出(2025(令和7)年5月22日受付)されていたところ、請求者から同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る年金記録の訂正請求があったことを機に、日本年金機構が同社(既に厚生年金保険の適用事業所ではない)の請求期間当時の代表取締役(以下「元事業主」という。)に照会したところ、元事業主から請求者の資格喪失年月日に誤りがあったとして、資格喪失年月日を令和5年6月1日とする訂正届が提出されたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であったため、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として

記録されている。

また、前述の日本年金機構から元事業主への照会に対して、元事業主が提出した請求者の令和5年分給与所得の源泉徴収票の「中途就・退職」欄には、令和5年5月31日退職である旨の記載があり、請求者及び元事業主が提出した請求者の請求期間に係る給与明細書によると、請求者に対して給与が支給（令和4年9月分を除く）され、厚生年金保険料も控除されているほか、請求者及び元事業主が提出した請求者に係る在籍証明書（令和5年5月20日付け証明）並びに雇用保険被保険者記録により、請求期間の一部において請求者のA社における在籍又は勤務が確認できることから、請求者は、請求期間において継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、令和4年5月から同年6月までは41万円、同年7月は20万円、同年8月から令和5年4月までは32万円、同年5月は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、令和4年5月31日から令和5年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和4年12月1日から令和5年6月1日までの期間については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び厚生年金保険法第75条本文該当として記録されている標準報酬月額を上回っていることから、令和4年12月から令和5年5月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、請求期間のうち令和4年12月から令和5年5月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600063号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600013号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年12月1日から平成23年7月1日までの期間の標準報酬月額(15万円)を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成21年12月から平成23年6月までを16万円とする。

平成21年12月から平成23年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月から平成23年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額(22万円)及び平成30年9月1日から令和5年8月1日までの期間の標準報酬月額(15万円)を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成23年9月から平成24年8月まで及び平成30年9月から令和5年7月までを24万円とする。

平成23年9月から平成24年8月までの期間及び平成30年9月から令和5年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月1日から令和5年8月1日まで
② 令和5年8月1日から同年12月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が低くなっている。実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成21年12月1日から平成23年7月1日までの期間については、請求者が提出したA社に係る給与支給明細書(以下「給与支給明細書」という。)により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額(15万円)を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 21 年 12 月から平成 23 年 6 月までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月から平成 23 年 6 月までの期間について、請求者のオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に該当する報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間については、前述の給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）を上回っていることから、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、給与支給明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（24 万円）よりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、上記訂正後の標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 1 日までの期間については、A 社が提出した賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を上回っていることから、平成 30 年 9 月から令和 5 年 7 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、賃金台帳によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（24 万円）よりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、上記訂正後の標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、平成 21 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間（以下「当該期間」という。）については、A 社の代表取締役は、当該期間に係る賃金台帳等を保管していない旨陳述しており、請求者自身も当該期間に係る給与支給明細書等を所持していない旨回答していることから、当該期間における報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間における報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 請求期間①のうち、平成 21 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（16 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）を上回っていないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

6 請求期間①のうち、平成 30 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社が提出した平成 30 年賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を上回っていないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

7 請求期間②について、B 社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を上回っていないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、前述の賃金台帳により確認できる請求期間②に係る報酬月額は、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録されているオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、同法第 75 条本文の規定による標準報酬月額の訂正は認められない。